

## 近代イングランドの人々の死生観

— 公開処刑制度の教育的意義とその変遷を通じて —

入 谷 亜希子

### はじめに

ロンドン最大の公園であるハイドパーク内の一角に、かつてタイバーン (Tyburn) と呼ばれた王立絞首台 (The King's Gallows) があった。ここでの絞首刑は1196年のものが最も古い記録として残っている<sup>1)</sup>。そして1783年にその役割を終えるまで、イングランド最大の処刑場としてその名を馳せた。処刑は年に8回行われ、およそ600年の間に少なくとも5万人が処刑されたとされる。毎回毎回それは階級の区別なくあらゆる人々にイベントとして認識されていたため、見物した側の総人数は計り知れない。ロンドン西方のタイバーン処刑場に向かうためシティにあるニューゲイト監獄やロンドン塔を出発したときからそのイベントは始まっており、タイバーン処刑場だけに限らず通り道の街道沿いに人々は犯罪者を一目見ようと鈴なりに集まった。特に17, 8世紀、「西へ行く ('go west')」は「死刑」を意味し、「タイバーン」も「公開処刑」と同意語になった。

現代の国別死刑状況を見てみると、おおまかに以下の3つが挙げられるだろう。すなわち死刑制度廃止国、非公開での死刑制度現行国、そして公開での死刑制度現行国。ちなみにイギリスは現在では廃止国<sup>2)</sup>、日本は非公開での現行国である。しかし少なくとも中世から近代イングランドではあらゆる地域において公開処刑が容認されており、処刑場の名に「王立」の文字が冠せられていたのが何よりもその証拠である。

ここでいま一度、タイバーン処刑場に話を戻したい。先にこの処刑場が1783年にその役割を終えたことに触れたが、公開処刑そのものが廃止されたわけではない。1780年にゴードン暴動事件<sup>3)</sup>によって破壊されたニューゲイト監獄が3年後に再建された際に、監獄前に新たな処刑場が設けられ、タイバーンから移された。規模は縮小された<sup>4)</sup>もののさらに1世紀近くそこで公開処刑が続けられたのである。そ

して1868年とうとう処刑は非公開となり、監獄の内側で執り行われるようになった。以上がイングランドにおける処刑制度のおおまかな変遷である。

そもそも処刑を公開で行うこと理由は何であったのだろうか。フォーコーは『監獄の誕生』<sup>5)</sup>において公開処刑の役割を二つ挙げている。一つは、人々に恐怖を抱かせて犯罪を抑制しようとするいわゆる「見せしめ効果」を期待するもの。処刑そのものだけでなく監獄から処刑場までのオックスフォードストリート3マイルほどの道のりの移動をも見物させることでその効果は充分期待された。もう一つは、人々に立会人としての役割を負わせるという儀礼的なもので、このことにより王 (あるいは政府) 主導の処刑を正当化させるというものである。

しかし実際のところ公開処刑がこの二つの役割を果たしていたのかどうかについては疑問が残る。何故ならもしそうであれば、「見せしめ効果」により犯罪は減少したはずであり、儀礼的性格を負わせて正当化することにより異見が出るはずはないからである。しかしどちらもそうはならなかった。公開処刑時代犯罪は減少せず、18世紀後半から公開処刑反対論のみならず、死刑廃止論までが台頭してくるようになったのである<sup>6)</sup>。そもそも公開処刑による刑罰システムが、19世紀には身体刑から精神刑 (教育刑) へとその刑罰対象を転換させていったことはフォーコーの認めるところでもある<sup>7)</sup>。

では実のところ、抑止効果を持つとされ儀礼的性格を付与された公開処刑は人々にとってどのようなものであったと言えるであろうか。以下、公開処刑場がタイバーンからニューゲイト監獄前に移されたこと、そしてさらにその後死刑制度が公開から非公開処刑へと移行したことを軸に、公開処刑の制度的役割の新たな側面を見出していきたい。これは為政者側の期待するそれを確認するに留まらず、上記のような制度的変化をもたらしたものが一体何であったのかを明らかにするものである。先取りして言え

ば、このことは同時にその変化をもたらした人々の「生命」に対する関心の変化（あるいは不変化、継続）が立ち現れることを期待するものである。

## 1. 処刑場の縮小

1783年におよそ600年に渡りイングランド最大の公開処刑場として存在していたタイバーン処刑場が閉鎖され、ニューゲイト監獄前にその役割が移されることになった。理由として、ちょうどその年ニューゲイト監獄が再建され、絞首台の新しい設備<sup>8)</sup>がつけられたことが挙げられる。また人口増加によりロンドンが拡張し、最果てであったはずのタイバーンがそうでもなくなってきたこと、見せしめ街道であったオックスフォードストリートを中心に徐々に住宅街が広がっていったことなどが挙げられる<sup>9)</sup>。しかし600年もの間人々の注目を浴び続けてきた処刑場にしては、その閉鎖の理由が「大したものではなかった」という印象は否めない。逆に言えば、果たしてこれだけの理由で公開処刑の規模が縮小されるのだろうか、という疑問である。そこで視点を変え、この時期死刑制度や犯罪がどのような状況にあり、議論がなされていたのか、ひとまず見ていきたいと思う。

### (1) 死刑制度の複雑化

18世紀半ばから後半にかけて、死刑宣告数と実際の死刑執行数は徐々に一致なくなっていく。試みに1749年から1783年まで約7年ごとの死刑宣告数と執行数を挙げてみる<sup>10)</sup>。

Years	Sentenced to Death	Executed
① 1749-1755	428	306
② 1756-1762	175	107
③ 1763-1769	367	182
④ 1770-1771	151	83
Totals	1181	678
⑤ (1772-1777)		(217)
⑥ (1778-1783)		(250)

1772年以降の死刑宣告数が明らかになっていないためデータとしては不十分であるが、1771年までの執行率〔執行数／宣告数〕を出すと、①0.71②0.61③0.

49④0.54となり、トータル平均での執行率が0.57であることを加味すると①②と③④では時期的に少しずつ減少してきていることがわかる。換言すれば死刑宣告を受けたものの執行されずに監獄内に留め置かれる囚人数が増えたということである。

一方で年平均の死刑執行者数を出してみると、①43.7人②15.2人③26人④41.5人⑤36.1人⑥41.6人となり、ばらつきがあるだけで減少しているとは言い難い。つまり執行人数そのものはそれほど大きく変化していないのである。

これらの状況（執行率は減少するが執行者数は変わらないという状況）から導き出されることは、単純に計算すると死刑宣告数が増えたということになる。しかし一般に1718年に流刑法が制定されて以来、流刑が死刑代替の役割を果たすようになり、死刑（宣告数）は減少したと言われる<sup>11)</sup>。何故データ上このような矛盾が見られるのだろうか。

考えられる答えは二点ある。まず第一点目は、18世紀初めに流刑法は制定されたもの実際に刑として盛んに用いられたのは1788年から1867年にかけてであったということである。ちなみに1867年とは公開処刑が非公開処刑になった前年である。つまりタイバーン処刑場が縮小される1783年の時点ではまだ流刑法はあまり適用されていなかったということになる。敢えて言えば「1718年流刑法制定以来の死刑減少」という通説がいささか大雑把過ぎるのであり、公開処刑が縮小されてから非公開になるまでの間（1783-1868）流刑が盛んだったことに着目すれば、その間において相対的に死刑執行数はもちろんのこと、宣告数が減少したこと、言い換えればその間までは死刑宣告数が増加したことは何らデータと矛盾しない<sup>12)</sup>。

第二点目は死刑宣告の質に関するものである。17世紀末では死刑該当の罪が50ほどしか決められていなかったのに対し、19世紀初頭には200ほどにもなっていた。特に窃盗罪に関する死刑規定は微細に過ぎ、例えば水門を破壊して魚を逃してしまうこと、ウェストミンスター橋を汚してしまうことなども理論上死刑に該当した。先にも確認したとおり執行数は一定、執行率は減少している事態、つまり死刑宣告数が18世紀後半の時点で増加していることは死刑該当の罪が増えたことで充分説明できる。ここで、宣告数の増加にも関わらず執行率が低下したということは、宣告されたにも関わらず実際には執行されなかつ

た犯罪者が増加したということである。裁判所は死刑該当の罪を増やすことで理論上死刑を増やしたのと同時に、少しでも実際の執行を減らそうと策を講じた。例えば死刑宣告後の恩赦 (pardon) や執行停止 (reprieves)、聖職者特別宥免措置 (benefit of clergy) や妊婦特別宥免措置 (benefit of belly)<sup>13)</sup>などを適宜用い、必ずしも厳格に死刑を適用させるべきだとは考えられていなかった。このような慈悲＝パターンリズムの原理に助けられ、一見増加しているかのように見えた死刑宣告が、実は執行に至るまでの間に様々な理由で取り下げられていることが確認できる。

以上の二点から、18世紀後半における死刑執行状況が明らかになり、そして刑罰が制度的にかなり複雑に入り組んで理論と実際がかみ合わない状況の中にあることもわかった。このような事態に対して改善を試みていたのがフィールディング兄弟である。

## (2) フィールディング兄弟の刑法整備の萌芽

1748年兄ヘンリー・フィールディングはウェストミンスター治安判事に、1754年から全盲の弟ジョン・フィールディングも同じく治安判事になり、兄弟で活躍した。彼らの功績のうちの一つは、1751年兄ヘンリーが「近年における強盗犯の増加原因に関する調査」と題されたパンフレットを発表したことである。これは後に公式の「犯罪白書」が作られる重要な要因になった。

そしてもう一つの功績は、弟ジョンが1760年にイングランド初のいわゆる「警察」を誕生させたことであろう。本来イングランド史上の警察は1829年のロバート・ピールによるスコットランド・ヤードの誕生が最初だとされる。しかしフィールディング兄弟の作った「警察」はイングランド初の有給警察官制度を形作った点で意義深く、警察制度の生みの親とされる。それまでの一般人の「ヒュー・アンド・クライ精神」に頼る方式から一歩前進し、プロフェッショナルな警察官を誕生させたからである。

この二つの功績は、犯罪を「統計」的に把握し処理するという点で18世紀後半における犯罪認識を一気に近代化させた<sup>14)</sup>。死刑該当罪が200もあったのみならず、わずかな窃盗で死刑になる一方で殺人未遂に値する重傷を負わせても傷害罪は罰金刑にしかならなかったように、罪刑のバランスを著しく欠いている状態であった。こうした刑罰コードが実態を

失うのも無理からぬことである。フィールディング兄弟、特に兄のヘンリーはいち早くこのことに気付き、まずは犯罪状況を把握することに努め、弟ジョンは兄の思想を引き継ぎ、体系的な犯罪駆除に努めた。このことが後の刑法改正運動につながり、イングランドにおける罪刑法定主義を徹底させることになった。

ところでフィールディング兄弟の功績とは評価されていないものの、本論において看過できないことがある。それはタイバーン処刑場のニューゲイト監獄前への移転を提唱したのが実は彼らだったということである。兄ヘンリーは監獄から処刑場までの市中引き回しが人々の感情を煽り、本来公開処刑が有すべき宗教儀礼の厳粛さを不当に祭化させていること、それにより犯罪者の改悔を示す場であるはずの処刑が犯罪者を英雄に仕立て上げる場へと意味変容してしまっていることを指摘した。しかし1755年の時点でこの提案は早すぎたのか実現しなかった。処刑場の移転・縮小が実現するまで実にあと30年の月日を要するのである。

## (3) ジョン・ハウードの監獄改革

18世紀後半の犯罪者処罰方法において最も注目すべき事柄は、やはり慈善家ジョン・ハウード(1726~1790)による監獄改革運動である。彼はイングランドやスコットランド内のみならずヨーロッパ大陸にまで遠征し、監獄や各種施設を視察、各国の犯罪者・未決の拘禁者が強いられるひどい施設環境を明らかにした。自らの拘禁経験がきっかけとなって正に生涯をかけて監獄改革に乗り出した人物である<sup>15)</sup>。その成果を1777年に「監獄事情」に著した<sup>16)</sup>。刑確定後執行を待つ犯罪者と未決の拘禁者、そして釈放手数料を獄吏に支払えないが為に長期間拘束されている債務者が何ら区別されることなく、新鮮な空気が入らない悪臭のたちこめた監獄の房に押し込められている現状を知り、ハウードは囚人の健康維持のための獄房掃除と換気、悪習の廃止<sup>17)</sup>などを地道に訴えたのである。

彼は囚人救済・監獄改良という目標を持って国内外への監獄訪問という調査活動を繰り返し遂行したのであるが、著書は好評を得たものの当時の人々は自分たちのおかれた不公平な社会現実に疎かった。ハウードは惨めな境遇に置かれながらも訴える術を持たない人々の存在にいち早く気付き、その現実を

明らかにすることによって、「実はそれらが現行の法制度やそれを容認しているおそれるべき社会の鈍感さに結びついていることを告発しようとした<sup>18)</sup>」わけである。彼のこの人道主義的慈善事業は、なるべく多くの事実を収集して処遇改善・制度改革を訴えた点であくまで実践的であったと言える。その証拠に外国をも含めた各監獄における囚人数や食事の量、獄吏に手渡す釈放手数料など細かい事実が調査されている。そのためかハワード自身の考えが論証されているわけではない。しかし彼が監獄改革運動を展開していた正にその時期に、タイバーン処刑場がニューゲイト監獄前に移され(1783年)公開処刑規模が大幅に縮小したことは覚えておかねばなるまい<sup>19)</sup>。

#### (4) まとめ

以上、18世紀後半に犯罪者の処遇に関してどのような動きが起こったのか、刑法整備と監獄改革の二点から省察した。その結果、監獄改革はあくまで犯罪予防の思想の下、被処遇者の権利を主張するもので、処刑そのものの是非に関するハワードの意見そのものはあまり反映されていないこと、ましてや公開か非公開かに関しては少なくとも監獄改革の視点からの主張は一切ないことがわかった。しかしこの時期既に処刑が実質的な役割を果たさなくなりつつあることは先に確認したとおりであるが、実質的死刑の減少はすなわち流刑の増加・収容者の増加を意味する。ハワードの監獄改革はこのような囚人増加に対応するものであり、間接的に彼が死刑反対の立場であったことは推測できる<sup>20)</sup>。

さて18世紀後半のイングランドにおいて死刑一辺倒の刑罰体系であったと断定するのはいささか早計である。というのも実質的死刑は最早ほとんど見られなかったのであり、この時期に処刑場が縮小されたことにも代表される。しかし法制度として死刑が縮小するのは19世紀になるのを待たねばならない。言い換えればフィールディング兄弟やハワードの改革は、それらの重要性、緊急性、必要性が認識されるまで実に約半世紀かかったのである。しかしここで我々が注目すべきことは、直接間接に関わらずこうした改革の成果(例えば死刑の縮小あるいは廃止)がいつ結果として起こったのかではなく、いつから起こり始めたのかということである。その意味でここで検討した刑法整備や監獄改革の動きから、18世紀後半から既に死刑縮小、さらには20世紀後半の死

刑廃止に向けた一連の改革が始まっていたと言えるのである。そして1783年に何故処刑場の規模が縮小されたのか、これについての直接的な回答は留保せねばなるまいが、ニューゲイト監獄再建は処刑場移転にとっては絶好のチャンス、あるいは単なるきっかけであったにすぎないと言えるのである。

## 2. 公開から非公開へ

約1世紀近く小規模ながらもニューゲイト監獄前で続いた公開処刑は1868年とうとう廃止され、以来塀の内側で執り行われることになった。

タイバーン時代から長らく続いた公開処刑が非公開処刑へと移行するまでに何らかの議論があったものと思われるが、管見の限りその経緯を追った研究は見当たらない。というのも19世紀に入り死刑反対論が徐々に台頭し始めてきたのであるが、こうした反対論は20世紀後半に死刑廃止として結実したため、公開処刑から非公開処刑への移行は一つの通過点にしか過ぎない扱いを受けている感があるのである。しかし先にも検討したように18世紀後半には人道的観点からの犯罪把握がなされ始め、まずは処刑場規模が縮小された。そしてその後20世紀後半の死刑廃止に至るまで約2世紀あるわけであるから、ちょうど半ばにあたる19世紀後半の非公開処刑への移行は検討するに値するのではないか。

### (1) 19世紀初頭の刑法改正運動

先に、18世紀後半において死刑執行数は変化しないものの、その率が徐々に減少し、その結果から死刑宣告数は増加していることを確認した。19世紀に入ったイングランドにおける死刑執行状況は、全体的に犯罪が増えたものの死刑執行数は減っているのである。しかし増加したのは軽犯罪でありもともと死刑宣告をなされないものであること、さらには法体系の整備が進み死刑に相当する犯罪自体が減ったこと、そしてそもそも死刑判決がその実態を失っていたことを加味すれば、死刑執行数が減ったことは当然と言えよう。

こうした変化が起こったのもこの時期刑法改正運動が始まったことに由来する。例えば1813年には「5シリングの窃盗罪に対する死刑の廃止案<sup>21)</sup>」が出され、死刑の適用されている罪種の中から既に刑罰としての実態が失われているものを廃止していく

動きの先駆けとなった。この運動は先のフィールドینگ兄弟やハワードと同様、人道主義的な改革として位置づけられ<sup>22)</sup>、ロバート・ピール卿によって1827年から1839年にかけて実質的に行われた。具体的には窃盗罪、貨幣偽造、文書偽造などから次々と死刑規定が外されていき、200もあった死刑該当罪がついには大逆罪や殺人罪など12の罪種にまで限定された。それに伴い当然のことながら死刑判決そのものも減少したのである。

## (2) 死刑廃止論と公開処刑廃止論

死刑の是非に関しては、刑法改正運動が一段落した1840年あたりから様々な議論を生み議会でも審議が重ねられたわけであるが、結果的に19世紀前半においては死刑廃止論は多少時期尚早であり、死刑存続論も廃止論に対する牽制的な役割しか果たしていなかった。現実を直視すれば本当に必要であったのは「公開処刑廃止論(非公開処刑賛成論)対公開処刑存続論」という図式のはずである。ところが明らかに公開処刑存続を唱える声はわずかであった。あったとしてもそれは、死刑が見せしめ(example to others)と抑止(repression of crime)の役割を担っており、どの死刑囚も最後に「大衆からの非難や賞賛の一括弧内筆者補充、以下同様」時間をもらう権利があるはずだから<sup>23)</sup>、という極めて弱々しいものであった。というのもこのような主張は先にも確認したとおり正にフーコーが公開処刑の役割として挙げたことであるが、仮にそれが正しいものであったとしてもこの時期既に公開処刑としての規模はかなり縮小されていたわけであり、かつてはあったかもしれない抑止効果は既にその効力を失っていたであろうことは想像に難くないからである。

例えば、かのジェレミー・ベンサムも「死刑に関して、親愛なるフランスの市民へ<sup>24)</sup>」という15頁にも満たないパンフレットを出した。大きく分けて二部構成になっており、前半(こちらが10頁近くを占め、ほとんどであるが)では、死刑の功罪について、否定的な立場から論じている。具体的にはその冤罪の可能性も含めた非能率性を指摘し、死刑の存在によって「そこから逃れようと」かえって誘惑される形で犯罪が生み出される傾向にあること、またそもそも死刑があるからこそ死刑囚が生まれるのだと言う。そして処罰は確かに必要悪ではあるが、赦し(pardon)の方が必要であること、しかし過度の赦し

(undue pardon)は逆に悪影響を及ぼすだろうことにまで言及している。さらにハワードの活動にも触れ、経験(experience)[すなわち死刑という痛み]によって彼らを改善することの不必要性を説き、むしろ更生させることの重要性を強調する。ベンサムはハワードの活動がその第一歩であったとする。そして後半では、「極刑(capital punishment)」そのものについて論じている。すなわち従来極刑といえば死刑のことであったが、少量の窃盗も含めた多種類の罪が死刑に相当するのはイングランドだけであること、他のヨーロッパでこのような状況にある国はどこにもないことを根拠に、「法は強者によって作られる(rich men make the law)」と激しく断罪する。

実際公開処刑の規模縮小後様々な議論がなされたのは事実であるが、意見表明した人のほとんどが死刑反対論者を自認し、処刑の公開・非公開についてではなく、死刑反対について意見するのであった。しかしこれら死刑反対論者の意見を丁寧に見てみると、後述するようにその内容のほとんどが「死刑」反対なのではなく「公開処刑」反対であることに気付く。ベンサムはパンフレットの中でよほど自覚的に「死刑廃止」を訴えているのか、公開処刑の是非については触れられておらず、その点では先見の明があると言わなければならない<sup>25)</sup>。

いずれにしろ1868年の非公開処刑への移行は、単に死刑制度廃止に向けての段階的なものにすぎないと結論づけてしまうのはいささか性急であろう。むしろ自らを死刑反対論者と位置づける人々の議論を検討することで、この時期非公開処刑になった状況を確認し、翻って公開処刑がどのような性格を有していたと認識されていたか、明らかにしていきたい。

## (3) 公開処刑に関する意見

死刑についての文書や冊子は、公開処刑の規模が縮小されてしばらく後に、つまり19世紀に入ってからこのような流れの中で出されるようになった。そして管見の限りほとんどが19世紀初頭から非公開処刑に至る1868年までの間に書かれている。

この時期台頭する死刑反対論者らの最大の根拠は、公開処刑の抑止効果が認められないというものであった。この時点で彼らは「死刑」反対というよりもひとまずは「公開処刑」反対であると言えよう。

「ロンドンでの死刑に関する事実<sup>26)</sup>」では、まず

公開処刑の法的位置付け、宗教儀式的意味、有意義性などが一通り説明されている。しかしそれだけではなく次にそれが観衆に与える真の影響の考察を試みているので、以下、従来目されていた制度的意義を鑑みながら分析してみたい。

### 1, 観衆は実は犯罪者に同情し (sympathized)、共感 (compassion) を覚える

本来なら公開処刑は、人々の敵としての犯罪者を見せ付ける役割を持つことが期待されていた。犯罪者が人々の敵となれば、すなわち人々は為政者側と共に犯罪者を罰したことになるからである。ここで公開処刑の儀礼的役割が成立するはずであった。しかし実際のところ人々は犯罪者を敵とは思わず彼らに親和的になるのである。さらには、死刑判決を下した最終判事に対して憎しみ (hatred) さえ抱くと言う。最もこの場合の「憐憫の情」には注意が必要である。19世紀に入ってからのそれは近代的感性としての、処刑されゆく者の死の苦しみに対する同情と違って問題ない。しかしそれ以前の段階では、より宗教的な意味を付与された別の意味の同情—すなわちもし犯罪者が潔く死を受け入れなかった場合、苦しみの受容と改悔による贖罪の秘蹟を得られなかったことに対する憐れみ=軽蔑という感情—なのである<sup>27)</sup>。こうした「同情」の念に見られる意味変容はすなわち「死」に対する意味変容が起こったこと、さらには公開処刑の性格そのものが既に変容してきていることの表れであろう。為政者側は人々が公開処刑を「観る」ことで儀礼的役割が完了するとしていたが、「観」たときにどう感ずるかまでは考慮しなかった。人々は最早処刑の立会人にはならなかったのである。

### 2, 観衆の多くは泥棒で成り立っている

公開処刑がイベントの様相を呈していたことは先にも述べたが、階層の区別なく見に来た人々の中には当然未だ自由の身の犯罪者が多く含まれていた。そして一般の人々には痛み (painful) を伴う処刑も、常習の犯罪者にとっては蠅の死に対する以上の感情を引き起こすことはなく、むしろ彼らには興奮を伴う刺激剤 (excitement) となった。また似たような罪を犯しても、処刑台にいる死刑囚と、未だ捕まらない自分を比較することは、彼らに優越感を与えるだけであった。単なるワル程度の犯罪者はこれを機

に暴力的で向こう見ずな犯罪者になってしまうことも少なくない。このことから少なくとも既に犯罪に手を染めている者にとっては、公開処刑が何ら抑止効果をもたらさなかったことが言えよう。それどころかこの状況は彼らに新たな市場を提供するものでもあった。優雅に処刑を見物する上流階級の人々は彼らにとって格好の餌食となり、処刑の最中にスリが横行したのであった。

### 3, 新たな犯罪者を生み出す場となっている

処刑場には好奇心から、あるいは大人に連れられて観に来た子どもも多数いたが、彼らは処刑を観て初めて犯罪に対する興味を持った (first thought of crime)。それまでは犯罪世界と無縁であったはずの普通の子も達、あるものはもがき苦しんで死に行く死刑囚を観た瞬間に、あるものはその場で2, における他の犯罪者らの話を洩れ伝え聞いて、身近に犯罪世界があること自体を自覚するのである。さらには、その場で出会った犯罪経験者 (2, の人々) から捕まらないことで感じるスリと喜びを教えられる子もいる。その場で盗みの手解きを受け実践してみる子もいる。これらは為政者側が期待したとされる抑止効果からは程遠い結果である。

### 4, 自分だけは逃れられるという感情

公開処刑が人々に恐怖 (terror) を与えたとしても、皆自分だけは逃れられる [死刑にならない] と思っていた。このことは1,も考慮すると、人々は死刑囚に同情し共感を覚えつつも自分とは一線を隔した存在であることを再確認する場になっていたことが言える。ここで「人々」を①階層の区別なく犯罪行為とは無縁の人々、②未勾留の犯罪者、③少年などの犯罪者予備軍、の三つに分けてみると、公開処刑によってこの感情は①には単なる娯楽を、②にはある種の優越感を (2,)、③には挑発を (3,) もたらずものとして機能していたと言える。

### 5, 囚人同士が非常に嘆き悲しむ

実際に死刑囚が処刑されて最も打撃を受けるのは残された仲間の囚人たちであった (leave a solemn impression)。彼らは獄内にいて処刑そのものは観ることができないわけであるが、看守が迎えに来たことや、市内の鐘の音から仲間の死刑執行を知る。死刑宣告を受けた人ですら皆最後まで宣告取り消しや

執行停止を願いつつ、自分が処刑されるとは思っていない(4,)ものであるが、仲間の執行を目の当たりにして初めて自分の置かれた状況や死刑の恐ろしさを認識するのである。仲間に対する死を嘆くというよりもむしろ、自分たちが確実に死に近づいたことに対する嘆きと言った方が正確であろう。一方、一般の観衆(4,においては特に①の人々)は、同情はするものの所詮は自分に無関係なこととしてすぐに忘れる(with complete indifference)。

公開処刑は先にも挙げたように人々に対してはもはや何ら抑止力を持たないものと位置づけられるが、唯一死刑囚に対しては後悔の念を起こさせるものとして機能したと言えるだろう。しかしそれならば何も公開で処刑する必要はない。むしろ(特に4,における②や③の)人々に対する影響を考慮すれば公開で行う方が良いとさえ言えるだろう<sup>28)</sup>。

#### 6. 子どもの遊びに対する影響

ロンドン市内の学校長(schoolmaster)の話によれば<sup>29)</sup>、毎処刑後特に男子生徒の間で「公開処刑ごっこ」が流行するという。具体的には、罪人(convict)・看守(ordinary)・役人(Sheriff)・執行人(hangman)の四役を分担して遊ぶのである。こうした事態は公開処刑の非有益性(the inutility of public executions)の表れだとしている。子どもたちによるごっこ遊びそのものの特性に関してはまた別の議論が必要であろうが、少なくとも19世紀前半において教育従事者らの間ではこの「公開処刑ごっこ」の流行は、公開処刑が教育的効果をもたらすどころか逆効果であると認識されていたと考えられる。処刑が非公開化されるにあたり、子どもへの教育的効果が考慮されたと言えることは興味深い。何故なら為政者側の考える公開処刑の意義が抑止効果と儀礼的性格にあるのだとすれば、本来被教育者とも言える大衆側はそれが(特に子どもにとって)非教育的であることを既に見抜いていたことになるからであり、ここに教育的なるものに関して体制の上下関係の逆転が起こっていることを確認できるからである。

ちなみにこの文書が出されたのは1832年であるが、この年は1827年から1839年の間に行われた刑法改正の中で最も大幅な改正が行われた年であった。そしてこの文書は議会や有力者に提出された意見書や私信ではなく、一般に配布された本であった。事実、この1832年に発行されたものは第二版であることが

明記されている(その後版を重ねたかどうかは不明である)。

こうしたことを踏まえると、文書中では随分体制側を批判しているようにも読み取れるが、そうではない。これはむしろ民衆側が持つべき批判精神を示しているように思われる。というのも18世紀後半から既に「死への恐怖と死の苦痛に対する共感の感情が芽生え<sup>30)</sup>」ているのであり、政策者らはこのことに自覚的に行動した。先に検討したフィールディングやハワードらがそうである。当然のことながら人々の間にも、あるいは人々の間にこそこうした感情が芽生えていたはずである。しかし先にハワードの改革が社会現実に疎い人々の救済と実態の告発を試みたことから言えるように、彼らにはその感情を自覚する余裕や余力はなかった。規模は縮小されたものの、相変わらず公開処刑は人々にとっては娯楽の一種と位置付けられていたのである。そのため、彼らの死に対する自らの感情を自覚させるためにも、このようなジャーナリズムの力が必須だったのではないだろうか。

#### (4) まとめ

18世紀後半に公開処刑場が縮小されて以降、死刑そのものについての見直しを図られ、19世紀初頭の刑法改正運動へと結実した。それと平行して死刑廃止論が沸き起こってきた。しかしさすがに公開処刑存続論はほとんど見られないものの、死刑廃止を前面に押し出した意見は時期尚早であった。1840年代に多く出された死刑廃止論は50年代には公開処刑廃止論へとその主張を軟化させたとも言えるが、実は1830年代に出された「死刑廃止論」は既にその内実が「公開処刑廃止論」であったのである。そしてこれらの意見書は人々を洗脳、巻き込む形で浸透していき、最終的に1868年の公開処刑廃止=非公開処刑に繋がっていったものと思われる。しかし別の見方をすれば、このような「公開処刑廃止論」は大半が「死刑廃止論」を前提としたものであった。そうであるからこそ処刑場の規模縮小後、非公開処刑への移行は決して看過できないのであり、死刑廃止に回収されてはならない出来事なのである。

#### おわりに

かつてあれほど熱狂的に人々に受け入れられ、イ

ベントの一つとして人々を魅了してきた公開処刑が、遂に廃止されてなくなるとは誰が想像したのだろうか。おそらく18世紀半ばまでの人々は考えも及ばなかっただろう。

しかし現に処刑場の縮小から始まって、公開処刑の廃止・非公開処刑へ、さらには死刑廃止へと事態は向かうのである。

公開処刑の意味変容については、近世あたりからその有する性格を丁寧に分分析せねばなるまい。現時点では力不足ゆえ、そのほんの一部しかできなかったもので、全体についてはまたの機会に譲りたい。

しかし犯罪者の「生命」という視点で見た場合、死刑そのものは検討するに充分値する。その死刑が19世紀初頭から近代的刑罰主義の下、次々に該当する罪が縮小されていったことは確認したとおりである。これが公開での処刑が実質の意味を失っていく様と見事に一致していることも同時に確認できた。

また1868年の公開処刑廃止後、死刑廃止に至るまで何故あと1世紀もの歳月が必要とされたのか、19世紀初頭には自覚されずとも既に下地としてあった死刑廃止論がその後どのような展開を見たのか、などについては今後の課題としたい。

また何故処刑場縮小後、あれほど改正運動も起き、議論が沸騰したにも関わらず、すぐさま死刑廃止には結びつかなかったのか、さらに言えば非公開処刑への移行という形をとらざるを得なかったのか。これに関しては、以下のように考えられる。

公開処刑において当初目論まれていた抑止効果は、少なくとも時代が下るにつれ認められなくなったことはどの階層の人々にも共通するものであった。同時に本来の性質とも言える宗教儀式的な意味づけも消え、処刑を公開でやる意味は皆無になった。そこで処刑を人々から見えないところでやること、すなわち「死」の隠蔽が人々により大きな衝撃と恐怖を与えるという考えが生まれた。事実、ヘンリー・フィールディングは処刑場縮小を提唱した時点で既にこのような考えを持っていた<sup>31)</sup>。つまり公開でもない、また廃止でもない、刑罰としての死刑を非公開で行うことによってこそ、人々に対する最大の抑止効果を期待できるのである<sup>32)</sup>。

アリエスによれば、18世紀半ばから死に対する恐怖という近代的意識が作られるのと同時に、死の苦痛への共感もまた作られる。後者は正に公開処刑がもたらした抑止効果ではない効果であった。しかし

処刑本来の目的とされる抑止効果を期待するには、死に対する恐怖の喚起、すなわち処刑の非公開化が必要だったのである。

## 註

- 1) 刑罰としての死刑がいつから行われるようになったのかは定かではない。William I時代に一度廃止されたものの、Henry I (r.1100-35)に復活したことから、おそらくタイバーンでは12世紀前半に最初の死刑が執り行われたものと推察される。(Alan Brooke & David Brandon, *Tyburn London's Fatal Tree*, Sparkford, 2004)しかし一方で処刑場跡マーブル・アーチ碑には1571年から絞首台が建っていたらしいとされ、詳細は定かではない。
- 2) 1965年に廃止された。
- 3) ジョージ・ゴードン卿によって引き起こされた18世紀最大の暴動。はっきりとした政治目的があったわけではなく、国会、英国銀行、ニューゲイト監獄、さらには著名人の自宅を襲い、その富を狙った。(参考: Peter Linebaugh, *The London Hanged*, London, 2003 p.333、アンドルー・セイント/ジリアン・ダーリー (大出健訳) 『図説ロンドン年代記上』、原書房、1997、pp.293-297)
- 4) 監獄から処刑場までの移動の必要がなくなったため、オックスフォードストリートにおける見せしめパレードがなくなった。
- 5) ミッシェル・フーコー (田村淑訳) 『監獄の誕生』新潮社、1977、pp.37-74 (特にp.61)
- 6) ここでは暫定的にこのように記しておく。公開処刑反対論と死刑廃止論の区別や詳細については第2章参照のこと。
- 7) フーコー前掲書 (特にp.60)
- 8) タイバーンでは長らく死刑囚が壇上に上り吊るされる形式であったが、監獄の処刑場には新しく開発されたドロップ式と呼ばれる、死刑囚の足下の床が割れることで下方に落とされる方式が採用された。
- 9) そもそもタイバーン処刑場がニューゲイト監獄前に移された理由はあまり研究されておらず、どの記録や先行研究においても、監獄再建に伴う移転としか記されていない。しかし人口増加や住宅街の拡充はこの時期のロンドンの特徴であり理由とするに妥当である。この問題に関しては更なる検討を要するが、本論では後にフィールディングの提唱を紹介している。
- 10) John Jebb, M.D., *Thoughts of the Construction and Policy of*

- Prisons, with hints for their improvement*, 1786 p.92 Extract from Sir Theodore Janssen's Table of Sessions at the Old Bailey, Sentences and Executions, &c. from 1749 to 1771; continued as to Executions to 1783.
- 11) 例えば John Briggs, Cristopher Harrison, Angus McInnes and David Vincent, *Crime and Punishment in England, an Introductory History*, UCL, 1996 (邦訳: 吉村伸夫『社会と犯罪—英国の場合—中世から現代まで—』松柏社、2003) 参照。
- 12) John Briggs前掲書においても、実際に流刑が盛んに適用された時期について言及はしているものの、1800年以前と以降という時代区分で分析している限りにおいて、この矛盾には答えられないだろう。死刑制度の問題について考察するとき、重要なのは公開処刑制度の変遷と関わる1783年と1868年に着目することである。1800年で区分する根拠は見出されない。
- 13) 吉村前掲書記に倣う。
- 14) 村上直之『近代ジャーナリズムの誕生—イギリス犯罪報道の社会史から』岩波書店、1995、pp.146-150
- 15) ハワードについての伝記は多数ある。例えば代表的なものとしてAikin, John, *A View of the Character and Public Services of the late John Howard*, London,1792、あるいはSouthwood, Martin, *John Howard Prison Reformer An account of his life and travels*,1958、など。
- 16) John Howard, *The State of the Prisons in England and Wales, with Preliminary Observations, and an Account of some Foreign Prisons*, Lonson, 1777 (1<sup>st</sup> ed.) 邦訳は湯浅猪平『監獄事情』矯正協会、1972や川北稔・森本真美『十八世紀ヨーロッパの監獄事情』岩波文庫、1994などがある。
- 17) その成果の一つは1815年「監獄手数料廃止法 (The Goal Fees Abolition Act)」の成立に見られる。
- 18) 野久尾徳美「社会調査の先駆者 (1) —ジョン・ハワード (John Howard 1726-1790) —」立命館産業社会論集、1970
- 19) ちなみにハワードとの接触の有無は確認されていないが、イタリアではベッカーリアが1784年『犯罪と刑罰』を著し、刑罰制度改革の先駆者とされている。
- 20) 確かにハワードは拷問の使用と刑罰としての死刑に反対している。しかしこれはあくまでベッカーリアに依拠したもので、監獄改革の動機とは断定できない (アンドレアス・ヴィンケルホルスト「ジョン・ハワード『英国監獄事情』(1777年、1783年)におけるベッカーリア継受の影響」九州大学法政研究1991-1992)。
- 21) B.M., *The Debate in the House of Lords, April 2,1813, upon A Bill for abolishing The Punishment of Death for privately stealing to the amount of five shillings from a shop*, London,1816
- 22) 村上前掲書では通説として、1830年代からドラスティックに刑法改革を推進させたのは、実はこうした人道主義的改革論ではなく、私有財産の保護を求める都市産業資本家たちによる請願運動であったと紹介している (p.145)。
- 23) Humphry W. Woolrych, *Private Executions*, London 発行年代についてははっきりしない。しかし非公開処刑についてまだ草案の状態であり、今はまだ監獄内の処刑ではないという記述があるので、1868年以前のものであるのは間違いない。
- 24) Jeremy Bentham, *To his Fellow Citizens of France, on Death Punishment*, London, 1831
- 25) 村上は前掲書において、ブルワー・リットンの死刑廃止論を分析しながら、1840年代の全面廃止論そのものが、50年代になると公開処刑廃止論へと軌道修正されたと分析している。本論はベンサムなどの例からこの分析に基本的には依拠できるが、40年代以前の議論においても廃止論と自覚しつつも結局は公開処刑廃止論に回収されるものであったことを主張するのである。
- 26) Edward Gibbon Wakefield, Esq., *Facts relating to the Punishment of Death in the Metropolis*, 1832, London (2<sup>nd</sup> ed.) 本史料はJames E. Crimmins編, *The Death Penalty : Debate in Britain and the United States, 1725-1868*, CIPG Ltd., 2003 (Vol.5) に所収されているようである。
- 27) 村上前掲書、p.54
- 28) 筆者はここで死刑廃止まで飛躍させることはできない。何故ならそのためには「死刑制度」の有無が犯罪抑止につながることを論証しなくてはならないからであり、それは本論文の論旨を超えるものだからである。
- 29) 具体的にどのような学校を指しているかは特定できないが、おそらくこの時期爆発的に普及した労働者階級の子どもたちのためのモニトリアル・スクールではないかと思われる。
- 30) 村上前掲書、p.204
- 31) 村上前掲書、p.201
- 32) 村上直之は「刑罰儀式的秘密化」と呼ぶ。

